

平成26年第6回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年11月26日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成26年11月26日	午前10時00分
	閉 会	平成26年11月26日	午前10時25分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗弘	出
2	座間味 栄純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

1 番	具志堅 勉	2 番	座間味 栄純
-----	-------	-----	--------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清二	総 務 課 長	上 原 新 吾

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲宗根 農
---------	---------	-----	-------

議 事 日 程

11月26日（水） 1日目

日程番号	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第43号	平成26年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
4	議案第44号	本部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第45号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成26年第6回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 具志堅 勉議員及び2番 座間味栄純議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りの1日間と決定しました。

日程第3．議案第43号 平成26年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。平成26年第6回本部町議会臨時議会におきまして、平成26年度本部町一般会計補正予算ほか2件の条例の一部改正の議案を提出してございます。説明に当たりましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ **議長 島袋吉徳** 総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 議案第43号 平成26年度本部町一般会計補正予算について。平成26年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成26年11月26日提出、本部町長 高良文雄。

次あけまして3枚目をごらんください。平成26年度本部町一般会計補正予算（第5号）。平成26年度本部町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ687万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億102万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書をお開きください。4ページ、5ページ、歳出2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員選挙費、1節から14節までございます。今回の補正は衆議院議員解散による12月2日公示、12月14日投票日の衆議院議員選挙に伴う補正予算でございます。その予算については全て委託金として県から100%入ってまいります。以上で補正予算の説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。

討論を省きます。

これから議案第43号 平成26年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 平成26年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第44号 本部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第44号 本部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年11月26日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、これまでの議員定数の削減による議会改革、本町の財政状況の好転、類似町村の議員報酬及び若い世代に議会への門戸を開くこと等を考慮した結果、本部町議会議員の報酬を一部改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3枚目の新旧対照表で説明をいたします。棒線部分、下線部分です。下線部分が今回の改正案となっております。右側が現行、改正案が左側となっております。今回の改正については、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員、それぞれ月額2万4,000円の改正増を予定しております。参考資料として、類似市町村のそれぞれの報酬、さらには議員定数等の参考資料を載せてございます。それをごらんになってください。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 提案理由について、財政状況の好転が第1点目、若い世代に議会への門戸を開くことが2点、その2点目についていえば、まだまだ低いだらうと私は思っています。皆さんがこの程度しか出せないというのであれば、それはそれでよしとしなくてはいけないのだらうと思っておりますけれども、財政状況の好転について、具体的にもう少し詳しくお伺いしたい。これまでできなかったのが、どういったものができていくようになるのか。それと我々に対して、こうして報酬を上げる。年間どの程度、全員にですよ、14名で。期末手当を含めてです。どの程度、支出になるのか。財政状況の好転によって、これまでできなかった、どういったものができていくようになるのか、その点をお聞かせ願いたい。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 10番 仲間議員にご説明いたします。

財政状況の好転というのは、本部町、これは総合的な会計状況からの判断でございますが、国保会計がずっとこれまで赤字が続いてきましたが、この2カ年ほど国保財政の維持、依然として基準外繰り出しはございますが、何とか赤字を解消できたということもございます。その他人件

費等の削減がこれも非常に大きいんですが、以前と、10カ年前から比較すると四、五億円の人件費等の削減もございます。そういう関係で平成25年度の決算においては、3億円余りの剰余金が出たと。これから何ができるかということではございますが、今後、行政の執行に当たっては、町民の福祉を第一に考えながら検討していくと。平成26年度については既に予算化されてきた理由等について、町民福祉のために執行をやっていきたいと考えております。それと今回、議員の報酬を増にいたしますが、それが年間どのぐらいかかるかということではございますが、年間として約600万円ぐらいの予算増になってくるだろうと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 財政状況の好転というのは結構なことではございますけれども、これまで何かを提案して要請した場合に、財政状況が厳しいと。10年1日のごとく、私言われてきたような気がします。年間600万円、それだけは出せるということです。そうであれば3億円の黒字が出たと。それも平成27年度の予算に入ってくるわけです。何か提案があった場合に財政状況が厳しいということはもう言わないでもらいたい。できるんでしょう。議会に気を使っているわけではないでしょう。それとも議会に気を使ってひねり出したんですか。町長、財政状況は好転しています。具体的に何か考えているのはありますか。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩（午前10時13分）

再開いたします。 再 開（午前10時14分）

町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまの仲間議員のご質疑にお答えします。

財政状況は厳しくないのではないか、これからは財政状況が厳しいとは言わないというお話なんです、それは毎年度の時々々の歳入等、歳出もそうなんです、総合的に勘案しないといけないと思っておりますし、当然、決算では赤字になってもいけません。ですからそのときどきと申しますのは、やはり大きいのは地方交付税の動向が気になるわけではございまして、国とか、県の経済状況等によって、非常に左右されやすい市町村行政です、財政は。ですからそういった意味では、常に気を引き締めて対応しないといけないというのは、もうご案内のとおりだと思っております。個別の先ほどありましたクーラー等の件については、これは当初、予算編成の中で十分に議論をして進めてまいりますし、補正等もありますので、その時々で適切に対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 財政状況はずっと上向きだと言うつもりはありませんけれども、そのときどきというのは、それはわかります。そのときどきで皆さん、議員の報酬を下げたりしていくわけです、その時々で、財政状況が悪くなれば、どうですか。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩（午前10時16分）

再開いたします。 再 開（午前10時18分）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第44号 本部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 本部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第45号の説明に入ります前に、一部訂正をお願いいたします。19ページをお開きください。参考資料としてつけてあります19ページの下から5行目の3番の(1)実施時期の(1)ですが、(2)については「平成27年12月1日」からという形になっていると思いますが、「平成26年12月1日」に訂正をお願いいたします。それと、きょう参考資料として給料表の比較表を提出してございます。それも参考にごらんになってください。おわび申し上げ、訂正をお願いいたします。

それでは議案第45号について説明いたします。議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例(昭和48年条例第29号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成26年11月26日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定等に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

説明に当たりましては、先ほどちょっと訂正をお願いした19ページのほうで説明をしたいと思っております。19ページをお開きください。今回の人事院勧告は9年ぶりの引き上げの勧告でございました。給料表としてA3を出しておりますが、これが左の参考資料のA3のほうをごらんください。これが真ん中の別記第1、平成26年4月1日と書いてありますが、その部分が4月1日に遡及して給料表が改定になる。平均、これも赤いほうで比較費を書いておりますが、約1,500円から2,000円内外の改正になってまいります。それと参考資料19ページの2番目、(2)期末手当の勤勉手当、※で書いてありますが、現行の勤勉手当のほうを「0.67」から「0.825」、勤勉手当です、

期末手当分が0.825、0.15月分引き上げるとのことでございます。それで現行を、一番下の4番に直しますと、(1)給料表で該当する職員が116人、総額で200万円余りの増、(2)期末・勤勉手当で該当する職員は128人、総額で580万円余りの増になってまいります。今回、さらに平成27年4月1日からは、A3の参考資料の一番右側の給料表に改正すると。これは今回の改正の部分からは減額の改正になります。その部分に改正をして、期末手当を今回12月に上げた分を均等にするために6月、12月の勤勉手当を0.75、0.75に分けたという形の改正になっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

討論を省きます。

これから議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第6回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第6回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 具志堅 勉

本部町議会議員 座間味 栄 純